

災害対策基本法に定める市町村の災害応急対策等

以下は、災害対策基本法に定めている市町村長の災害応急対策等における責務と権限を書き出したものである。業務継続計画における非常時優先業務の整理に際しては、本資料も参考にして、市町村における災害応急対策業務に漏れがないよう注意されたい。また、原子力災害対策特別措置法や南海トラフ地震対策特別措置法等、市町村長の責務と権限を別の法令で定めている例もあるので留意すること。なお、国・地方における防災計画の体系は別紙を参照されたい。

1. 初動期

【責務】

- 災害応急対策の実施責任<50条>
- 災害に関する情報の収集及び伝達等<51条>
- 都道府県に対する災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要の報告<53条>
- 気象庁等の関係機関に対する災害が発生するおそれがある異常な現象の通報<54条>
- 災害に関する予報、警報等の住民等に対する伝達<56条（前段）>
- 消防機関、水防団に対する出動準備・出動命令<58条>
- 消防、水防、救助等の応急措置の速やかな実施<62条>

【権限】

- 予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置に係る通知、又は警告<56条（後段）>
- 警報の伝達に際する通信設備の優先利用、放送事業者に対する放送の要求<57条>
- 災害が発生した場合に災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去、保安等の必要な措置の指示<59条>
- 居住者等に対する避難のための立退きの勧告・指示<60条>
- 避難を勧告・指示しようとする場合における、国等の機関への助言の求め<61条の2>
- 避難勧告・指示に際する通信設備の優先利用、放送事業者に対する放送の要求<61条の3>
- 警戒区域の設定による立入の制限・禁止、退去命令<63条>
- 区域内の土地、工作物等の一時使用、除却<64条>
- 住民等に対する応急措置業務への従事命令<65条>
- 他の市町村長等に対する応援の要求<67条>
- 都道府県知事等に対する応援の要求及び応急対策実施の要請<68条>
- 都道府県知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求、防衛大臣に対する災害状況の通知<68条の2>
- 応急措置の実施に際する通信設備の優先利用<79条>

2. 初動期以降

【責務】

- 土地、工作物等の一時使用に伴う損失の補償<82条>
- 応急措置業務への従事を命じた者が死亡等した場合における損失の補償<84条>
- 避難所における生活環境の整備に必要な措置<86条の6>
- 避難所以外の場所に滞在する被災者に対する配慮<86条の7>
- 国の機関、他の地方公共団体等との備蓄する物資又は資材の供給に関する相互協力<86条の17>

【権限】

- 災害時における他の地方公共団体に対する事務委託<69条>
- 被災者の公的徴収金の減免等<85条>
- 地方公共団体の所有財産の無償貸付け、使用<86条>
- 同一都道府県内における被災住民の受入れに係る他の市町村長との協議<86条の8>
- 他の都道府県内における被災住民の受入れに係る都道府県知事との協議<86条の9>
- 被災者の安否情報の照会に対する回答<86条の15>
- 都道府県知事に対する必要な物資又は資材の供給に関する要請<86条の16>

3. 災害復旧

【責務】

- 災害復旧の実施責任<87条>

4. 被災者の援護を図るための措置

【責務】

- 罹災証明書の交付及びその交付に必要な業務の実施体制の確保<90条の2>

【権限】

- 被災者台帳の作成<90条の3>
- 被災者台帳に係る情報の利用及び提供<90条の4>

5. 財政金融措置

【責務】

- 災害予防、災害応急対策に要する費用の実施責任者負担<91条>
- 災害応急対策に関して応援を受けた場合における、当該応援に要した費用の負担<92条>

【権限】

- 起債の特例<102条>

出典：全国防災・危機管理トップセミナー「市町村における防災対策について」（平成26年6月）

